

大阪広域環境施設組合事務委任規則

平成27年7月1日規則第80号

最終改正：令和元年7月23日

(目的)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、管理者が管理者の権限に属する事務の一部を職員に委任する事項を定めることを目的とする。

(委任事務)

第2条 民法（明治29年法律第89号）第108条の双方代理の禁止規定に抵触する恐れのある行為に関する事務は、副管理者に委任する。

(委任事務の決裁)

第3条 前条に定める委任事務の専決については、大阪広域環境施設組合事務専決規程（平成26年達第1号）の規定を準用する。この場合において、同規程第1条第1項の「管理者」とあるのは「副管理者」と読み替える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月23日規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。